

「新潟市中央区役所【公式】」Instagram 運用方針

令和2年9月1日

1 目的

本方針は、新潟市中央区役所地域課（以下、「当課」という。）が管理する新潟市中央区公式 Instagram ページ「新潟市中央区役所【公式】」の運用に関する事項について定めます。

2 運用方法

(1) 運用管理者

新潟市中央区役所地域課

(2) Instagram ページ

アカウント名：新潟市中央区役所【公式】

URL：<https://www.instagram.com/niigatashichuoku/>

(3) 発信内容

区の魅力や話題、イベント情報、その他運用管理者が必要と判断した情報

(4) 発信時間

開庁日の午前8時30分～午後5時30分。ただし、運用管理者が必要と判断した場合を除く。

2 投稿等への対応

- (1) 利用者は本アカウントからの投稿に対して自由に閲覧、コメントの投稿、「いいね!」、「フォロー」など（以下、「投稿等」という。）を行うことができます。
- (2) コメントに対しての返信はできる限り行いますが、すべての投稿に対して回答することを保証するものではありません。行政施策へのご意見・ご要望などについては、中央区ホームページ「区長への手紙」や新潟市ホームページ「市長への手紙」をご利用ください。
- (3) 本ページに関する問い合わせや意見等については、中央区役所地域課（〒951-8550、電話025-223-7035、FAX025-223-3660、chiiki.c@city.niigata.lg.jp）までご連絡ください。

3 禁止事項

本アカウントへの以下のような内容の投稿は禁止とします。投稿等が下記事項に該当すると判断した場合は、投稿者に断りなく投稿等の一部または全部を削除やアカウントをブロックすることがあります。

- ・特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- ・人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
- ・ほかの利用者などになりすますもの
- ・虚偽や事実と異なる内容及び単なる風評や風評を助長させるもの
- ・広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- ・政治、宗教活動を目的とするもの
- ・著作権、商標権、肖像権など当課または第三者の知的所有権を侵害するもの

- ・法律、法令等に違反する内容、または違反するおそれがあるもの
- ・公の秩序または善良の風俗に反するもの
- ・本人の承諾なく個人情報に特定・開示・漏えいするなどプライバシーを侵害するもの
- ・有害なプログラム等
- ・わいせつな表現などを含む不適切なもの
- ・当課の発信する内容の一部又は全部を改変するもの
- ・当課の発信する内容に関係ないもの
- ・Instagramの利用規約に反するもの
- ・その他、当課が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むホームページ等へのリンク

4 個人情報の取り扱い

本ページでの個人情報の収集、利用、提供、管理は、新潟市個人情報保護条例に基づいて、適切に取り扱うものとします。

5 知的財産権

(1) 著作権の帰属

本アカウントに掲載されている、写真・イラスト・音声・動画及び記事等の知的財産権は当課又は正当な権利を有する者に帰属します。

(2) 無断転載、複製等の禁止

本アカウントの内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた行為を除き、無断で転載や複製等を行うことはできません。ただし、Instagramのサービスに公式に備えられたシェア機能による転載は可能です。

6 免責事項について

- (1) 当課は、本アカウントに掲載されている情報の正確性には万全を期していますが、それを保証する義務を負いません。
- (2) 当課は、利用者が本アカウントを利用したこと、又は利用することができなかったことによって生じるいかなる損害について一切の責任を負いません。
- (3) 当課は、利用者による投稿等について一切の責任を負いません。
- (4) 当課は、本アカウントに関連して、利用者間又は利用者と第三者間のトラブルにより生じたいかなる損害について、一切の責任を負いません。
- (5) 上記の他、当課は本アカウントに関する事項により生じたいかなる損害について、一切の責任を負いません。
- (6) 当課は、利用者への予告なしに本方針の変更や運用を停止する場合があります。

7 適用

この運用方針は、令和2年9月1日から適用します。